

【遵守しなければならない法令について】

平成30年5月

株式会社 大成

製品を製造・販売するにあたり、守るべき法令は何で、何を守るべきなのか一覧にしました。

法令	どんな内容か	守ること
食品衛生法	営業目的で食品を製造・販売する際の食品の安全性確保が目的で、飲食を起因とした食中毒や異物混入などを未然に防ぎ、健康を保護することを目的とした法律。	食品の規格から添加物、表示基準など食品衛生に関するあらゆる事。 食品業種毎の営業許可など。
生衛発第 1358 号 平成 10 年 9 月 11 日 『生食用食肉等の安全性確保について』	平成8年にレバーの生食による O157 食中毒事件を発端に、生食用食肉の安全性確保のために策定された生食用食肉に関する規格や加工などの基準。	『生食用食肉の衛生基準』の基準目標である、成分規格（糞便系大腸菌群及びサルモネラ属菌が陰性）や加工基準（トリミング方法、器具殺菌方法など）、保存方法、表示方法（生食用の表記、加工者など）
食品表示法	食品の表示に関する法令としてあった、JAS 法（品質基準を目的として）、食品衛生法（安全性を目的として）、健康増進法（国民の健康をサポート）の3法を統合し、一元化したもので食品表示基準により表示ルールが定められている。	加工品の一括表示に関して、名称、保存方法、賞味期限、原材料名、添加物、内容量、栄養成分、食品関連事業者の名称や住所、製造所・加工所の名称など
長野県食品安全・安心条例	食品の安全性に対して県民の信頼を確保するため、その施策を定め、県や食品関連事業者が行う責務や役割を明確に定めたもの。	保健所などと連携しながら、食品の表示や食品の安全性に関する知識の普及・向上、食品安全に関する情報交換、また自主回収に関しての方法など
食品安全基本法	食生活の変化や食品流通の発展による広域化で世界中から様々な食品を食べる機会が増えるとともに新たな安全性に関する問題（BSE問題、O157、放射性物質など）が増えたため、都度その問題に対する対策を講じて消費者に安全な食品を供給するために定められている。	リスクの管理や評価及び安全性に関する施策の策定などは国（食品安全委員会や厚生労働省等）が行い、地方厚生局や地方自治体と連携しながら、食品等事業者へ情報の共有や必要な措置を講じるので、正確な情報の取得、提供に努める。

続き

法令	どんな内容か	守ること
製造物責任法（PL法）	製造物の欠陥により消費者の生命・身体等に損害を受けた場合、製造業者が被害者に対して負う損害賠償について定めている。	例えば、商品を製造する過程で食中毒の原因を作った場合は責任が生じる。
不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法） （公正競争規約）	商品やサービスの不当な表示や過大な景品類を規制し、公正な競争を確保することにより、消費者が適正に商品・サービスを選択できる環境を守ることを目的として定められている。	実際よりも優良であるかのような誤解を招く表示をしない、商品の価格が事実と相違して安いと誤認されるようなサービスをしない等
計量法	計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保するための法律で、取引・証明に使用する計量単位や使用する計量器の検定・検査などについて規定されている。	取引に該当する計量器は定期的な検定を受けたものであること。 取引に該当しない計量器とは、その計量器で計量した結果が商品の表示や販売に影響がない場合のことである。